

平成27年6月3日

株式会社ハイホー
代表取締役 小林 弘一 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 吉川萬里子



ご 連 絡

本協会は、平成27年3月30日付で貴社に対し申入書を送付し、貴社からは平成27年4月28日付で「回答書」、5月25日付で「中間報告書」をいただきました。ご対応ありがとうございます。

貴社からの回答内容を検討するにあたり、下記のとおり質問事項がありますので、補充質問を送付致します。

つきましては、お忙しい中恐縮ですが、平成27年6月30日までに、書面にてご回答いただきますようお願い致します。

なお、本「ご連絡」並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、本協会において公表することを念のため申し添えます。

記

1. 貴社からの中間報告書によれば、1項に記載された施策については既に開始済みとのことですが、この施策を利用した場合、貴社から新たに提供される「hi-ho LTE type EM GL10」のサービスにおいて、消費者が従前利用していた「hi-ho モバイルコースー WiMAX」の仕様変更前におけるサービス内容と同等程度のサービスが受けられるということでしょうか。

また、乗換えにかかる解約手数料、通信機器代金、契約事務手数料等を無料とするとのことですが、上記サービスの乗換えをしたことに伴い、月額利用料金の増額等、消費者が追加負担を強いられることはないでしょうか。

2. 貴社の上記施策について、サービス利用者への通知ないし周知方法は、どのようにされていますか。

以 上

(本件に関する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL : 03-5614-0543

FAX : 03-5614-0743